

論説：

黎朝開国功臣の土地所有と農業開拓

八尾 隆生

はじめに

前稿〔八尾 2001〕において、筆者はヴェトナム黎朝初期の田地開拓に関する主体者を、(1)官によるもの、(2)民の主導によるもの、(3)功臣など官の立場を利用した私的開拓に分けて論じられるとした。そのうち(1)と(2)に関しては〔八尾 1995; 2002a〕で既に論じている。そこで本稿では残った黎朝開国功臣一族による土地所有と農業開拓地の問題を扱う。

20年にわたってヴェトナムを支配していた明軍を駆逐した後、新しく成立した黎朝は即座に荒廃した国土の回復に尽力した。戦乱により多くの土地が荒蕪地となり、また所有者の判明しない土地が多く存在することになった。それらの土地を黎朝は収公したが、その田土の総量や分布状況などについては全く史料が存在しない。それらの多くは農民に均給されたが、一部は開国功臣への賜与田土ともなった。賜与の目的はもちろん功績に報いるため、また重臣への俸禄としての意味もあった。功臣への土地の賜与は収税という面からだけみると国家にとってはなんの利益もない（私田は非課税であったため）上に、彼らの経済基盤の強化につながるため、権力の集中を進める国家側からすれば決して好ましいものではなかった。

しかし、前述の如く、賜与田土には明との戦いで荒廃したり、無主となった田土も多く含まれていた。それらを再開拓させ、また瀕海部や丘陵地・山地の新天地開拓を行わせることは、土地を失ったり十分な土地を持ってない一般民を小作人として引き受けることとなり、社会の秩序を回復させるこ

とに一定の貢献をなしたと考えられる。近世的小農社会の形成にあたって、功臣の土地所有と農地開拓における役割はどちらかといえましょう向きの評価をされてきたわけだが、実情ではどうであったのか、本稿では新たに得た地方文書をもとに論じてゆきたい。

第1章 田庄の問題

この時代の土地制度を語る際、多くの先学が引用する『大越史記全書』（以下『全書』）5 紹隆9年（1266）冬10月の条及び『同』8 光泰10年（1397）6月の条によると、陳朝後期には、すでに国家主導で建設されていた大河川の堤防網に依拠した小堤防を築き、主に陳朝の王公・公主等が漂散した民を私奴となし、田庄経営を行っていたという。これらの田庄は胡氏の限田令や限奴令、それに私田没収を目指したと思われる法令⁽¹⁾、そして明の侵略によって壊滅し、法的には私的隷属関係をもたない小農経営が優勢になりつつあったと一般的には考えられている⁽²⁾。

しかし、実際のところ、黎朝は開国功臣等を主要な対象とした大規模な田地の賜与を行なっている。一度目が建国直後であり、次が宜民を倒し、聖宗を擁立した光順中興功臣に対してである。ただそれ以外にも、例えば『全書』11 大和11年（1453）冬11月21日の条には

帝（仁宗—引用者）初親政、改元大赦、以明年正月爲延寧元年。其赦條則有贈功臣黎禮・黎備・黎篆等職各一等。給黎察・黎銀・黎可・

黎謙・鄭克復等官田一百畝、并存恤鰥孤獨及旌表義夫節婦等事。

とあって、藍山起義の時に戦死した功臣(黎禮・黎篆等)や、太宗・仁宗期に冤罪で抹殺された者(黎察・黎銀・黎可・鄭克復等)の一部名誉回復と官田の給付等が行われている。

さらに洪徳8年には「田禄を給すること」が定められ、宗室や文武の高位の者を対象に、一代に限って「賜田」が給されたほか、特に才能や功績のあった者にはそれ以外に「世業田土(子孫への相続を承認したもの)を給することとなった。『欽定越史通鑑綱目』(以下『綱目』)23 洪徳8年冬12月～末の条が引く『天南餘暇集』によれば、その量は阮熾等国公級の場合、世業田400畝、世業土34畝、賜田400畝、賜桑洲100畝、賜潭実錢60貫、祭田200畝と規定されている。

こうした大規模な田地賜与は結果として壊滅したはずの田庄経営を一部復活させることとなったらしい。桜井[1987:95-96]が述べる通り、均田制をめざす黎朝政権にとってこうした事態は最も警戒すべきものであったろう⁽³⁾。ただし、土地を集積しただけでは「田庄経営」は行えない。そこで使役させる隷属民が必要である。

片倉[1987:第3篇第1章]は、聖宗の「洪徳原律」(現存しない)におおむね基づいたとされる『國朝刑律』の中にある、奴隷に関する条文の分析を行っている。

その結果から氏は、『國朝刑律』の諸規定は唐律を継承したもの、独自のもの、明律を部分的に継承したものなどに分けられること、王侯家奴と一般民の通婚を特に禁止した条文があるのは当時の奴婢所有が王侯・公主や官吏に集中していた実情に基づくものであろうということ、官奴婢に対する独自の条文が存在し、私奴婢より厳しい管理下に置かれていたこと、また王権のもとに奴婢が集中していたこと等を重要な点としてあげている[片倉 1987:426-29]。

ところが、続けて片倉[1987:428-29]も述べるように、ヴェトナム本国の史学界では一般的に奴隷制度はこの時代には前代に比べて著しく衰退していたと考えられており⁽⁴⁾、こうした法規定もその実効性をあまり認めない見解も存在する(例えばチュオン・ヒウ・クインTruong Hiu Quynh [Quynh 1974:67])。小農経営が優勢を占めた結果、当然起こりうる様々な紛争に関して、『國朝刑律』が極めて詳細かつ具体的・独自の規定を行っていることも、そうした趨勢を反映していると言えよう。奴隷の供給源としての債務奴隷制はすでに存在せず、よほどの国事犯でない限り、犯罪者を奴隷化することもなくなっていた。しかし例外として外征にともなう捕囚が存在する。

黎朝が成立した直後は内政に力が注がれていたこともあって、太祖黎利は大国明とは外交交渉を通じて関係修復につとめ⁽⁵⁾、「準大国」である西方の哀牢(ラーンサーン)と南方の占城(チャンパ)とも大規模な衝突はしていない。そしてその間に存在する弱小半独立勢力、中でも哀牢との間に存在する西北地方の諸勢力の「反乱」鎮圧につとめている。

次帝太宗が即位すると、太祖の死去に伴い、占城が南方国境地帯を荒らしたため、外叔父にあたる丁列が紹平元年(1433)5月に都を出発し、遠征に赴いた。『全書』11 同年8月19日の条には
南道司馬黎列軍還。布提聞中國無事、先已引退。列至化州、欲還、會化州蠻道成爲道論所擊、來求援、列乃引兵助擊之、得人口千餘、象數十隻以歸。

とあって、占城国王布提がヴェトナム(中国)の安定ぶりを聞いて撤退したことから、丁列は同国への反撃は行わなかったものの、国境に近い化州の蛮族同士の戦闘に介入し、千人余りの捕囚を得て帰京したことが知られる。

またそれに先立つ同年3月22日には、諒山で反乱を起こした黄原懿鎮圧に成功した黎文安が帰京

した。彼は原懿を含む首謀者四人の親戚・奴婢・畜産、それに反乱に荷担した鎮軍の兵士及び妻子等千人余りを連行し、四人の家属が奴隸として群臣に給されている。こうした奴婢は片倉が指摘したように、国家及び一部の権力者に集中することとなったが、『全書』11 同年4月19日～22日の条によると、中央・地方の軍人の中に、官賜の奴婢をさらって取引するのを生業とする者がでて、処刑されている。同条には「時に官私の奴婢多く亡失す」とあり、実際に捕囚に接触できる軍人によって、民間にも奴婢が流出する事態が起こっていたことが窺える。

次の仁宗の時代になると、占城に対する遠征が本格化する。『全書』11によると、大和3年(1445)4月に占城が化州に入寇したことから占城遠征の議論がはじまり、翌年正月に黎受・鄭可等を将とした遠征軍が出発した。彼らは4月には都である閣槃城（ビンディン）を攻め、国王の責該をはじめ、部属を捕らえて帰京した。

皮肉なことに、こうした戦争捕虜の数が最大となったのが均田制を本格的に開始した聖宗の時代である。洪徳元年(1470)8月に占城王槃羅茶全が化州に入寇したのをうけて、11月6日に親征の詔が出された。『全書』12 洪徳3年(1472)3月初1日の条によると、この親征により占城の都閣槃城は陥落し、国王の茶全以下三万余人が捕虜となった。大量のチャンパ人を獲得したことで、同年9月には以下のような勅旨が出されている。

勅旨太僕寺卿、拷占・蠻人等姓名、如占人姓新原依制、蠻人姓歸保依。一如重複、名止著三字、如蘇門・蘇沙門・如沙爪・沙哇爪之類。太僕寺に、占人（チャンパ人）及びそれ以外の蛮人の姓名を聞き出すことを命じたもので、占人のうち今回新たに捕獲された者と、以前からいた者の両方に、定制に従って姓をつけ、蛮人の姓は「保依する」者（奴主や管轄する衙門官か？）に従うとある。もし名の方が長すぎたり複雑すぎる場合

は、漢字三文字に省略するとある。太僕寺は戸部とともに戸籍、田簿を管轄する機関であり、おそらくヴェトナムとの交雑を防ぐことが要求されたのであろう。しかし、10月には官員及び百姓が私的に占城人を手に入れることが禁じられており、やはり奴婢の拡散の実情が窺える⁶⁾。

この後占城の力は衰退し、益蛮（タイ系部族の一つ）への親征以外には大規模な戦闘もなくなった。よって捕囚も減少したはずだが、それでも『全書』13 洪徳17年(1486)年3月13日の条に

勅旨、各權勢家奴婢、開姓名送奉天府檢刷。從奉天府尹阮必勃之言也。

とあるように、勢家の保有している奴婢に関して、その名や数を奉天府（京師）に報告するよう義務づけている。これは地方にも勢家が奴婢を所有していて、それをなんとか把握しようとする朝廷側の試みであろう⁷⁾。しかし功臣・勢家による奴婢所有の趨勢は変わらず、時代がくだって威穆帝の端慶5年には『全書』14 同年(1509)3月～秋8月の条に

命都督保祿伯黎子雲・武耿等往經理廣南地方。先是洪徳元年、聖宗親征占城、得茶遂妻子歸于本國、置居寶慶門外、幾三十年。至景統年間、子茶福盜父茶遂之骸骨、逃歸其國、留一親姉、於兵燹〔先上聲、野火也〕〔 〕は割注一引用者。時始亡。至是諸勢家功臣占奴居田庄、亦逃回國。武耿驛奏言作亂者占人、帝令殺占人殆盡、不知作亂者占人制謾等後得漂海、占人麻末等監在承制、再供謂前年茶福已回彼國、使男罵羅往明國求援、又作船糧數多、故命武耿等往經理。

とある。これは威穆帝の暴政によって反乱が多発し、その作乱者が占人であるとの臣下の言を聞いた帝がチャンパ奴隸の殺戮を行い、それに耐えかねた彼らが勢家功臣の田庄から数多く逃亡したこと、つまり田庄に奴隸がこの時期にいたっても存在していたことを伝えるものである。

前期黎朝政権は奴隷の私的所有を認めつつも、所有できる人間に制限を設け、できれば官に集中しようとし、そして奴隷と一般民とが交雑することを厳に禁止してきた。しかし、奴隷所有のできる人間に制限を設けたことは、かえって功臣たちに奴隷が集中する結果となった。その数は社会全体からすれば微々たるものであったが、それが田庄経営を一部可能にしたのであろう⁽⁸⁾。ただし、功臣等の土地所有のすべてが田庄形態であったわけではない。次章以下では従来日本では用いられてこなかった地方文書をもとに、その所有形態の具体像を描きたい。

第2章 地方文書の問題

まずヴェトナムの地方文書につき問題点を指摘する。

前稿〔八尾 2004〕で紹介したように、ヴェトナムは儒教倫理に基づいた家族制度がずっとあとまで続き、社会主義政権下の現在まで至っている。特に北部及び中北部ヴェトナムではそれが顕著である。そして族のアイデンティティを最も象徴するのが祖先の位牌を祀った祠堂と族の歴史を綴った家譜である。

黎朝開国功臣の一族の家譜にはある共通した特徴がある。それは後代の功臣の子孫であることを証明、顕彰する国家が発給したさまざまな文書(勅封、令旨など)の写し(新しい時代のもでは現物も)が家譜と一緒に、ないしは家譜の中に残されていることである。功臣の所有していた土地の情報に関しても、土地を賜与されたときの文書や、それを子孫に相続させる際の囑書という形で残されている〔八尾 2004:48〕。これらは写しとはいえ「一次史料」に準じるものであるが、こうした文書を無批判に使用するのは危険である。2000年に行った科研研究会で口頭発表したのだが⁽⁹⁾、こ

の類の文書は少なくとも1945年のヴェトナム民主共和国の成立、ないしは1954年から始まる土地改革までは「生きていた」からである。

囑書や土地売買文書に関しては、ヴェトナムの歴代王朝もしばしば法令を出して、その有効性を保証すべき規定を設けてはいる。そして恣意的な文章や数字の改作は無効であることを『國朝刑律』でもうたっている。しかし、まともな検査制度などもない前近代にあつては、そうした改作はむしろ当然のこととして行われてきたようである。その結果、黎朝初期の元号を帯びた土地文書の数字のすべてが本当に黎朝初期のものであったとは言いきれないのである。

ヴェトナムでは均分相続の習慣がずっと残っており、代を重ねることに一族の中でも個々人の所有する田土は細分化されてゆく。もちろん逆に更に功績を挙げたり、事業に成功したりして所有田土を増やす場合もあるが、黎朝初期の数字と異なることに変わりはない。その一方で、開国の功績によって土地の賜与に預かったということは族の誇りであり、数字をいじっても元号を書き換えたくない、賜与に関連する勅旨などの文章を削除したくないという心理が存在する。また人手に渡ってしまった土地でも、かつて祖先がこれだけのものを賜与されたという事実を残すために、あえてそのまま残しておくこともある。結果として、黎朝初期の元号を帯びた土地文書の文章が家譜中にあつても、その中には実際に賜与を受けた土地の情報と、それ以降のある段階(1945年(ヴェトナム民主共和国成立)、1954年(南北ヴェトナムの成立と北部政権による田地改革着手、南部政権でも1956年より土地改革開始)、ないしその家譜が編纂の継続をやめて「死んだ」時点)での実際の所有地の情報とが分別されないまま混在していることが間々あるのである。

族の結束が堅く、情報の共有が常になされていたような族の文書であれば、少なくとも黎朝初期

にどれだけの土地を持っていたかということに関して比較的齟齬はない。阮熾一族の場合などそうである。また、丁寧にも土地の由来を記してくれている文書も結構ある。

しかし疎遠になった一族の支派同士の家譜を照合すると、明らかに情報が異なっていることも間々見られる。もちろん意図的ではない、伝来の過程での誤写もある。

とはいえ、15世紀の私田所有を物語る史料はこうしたものしかないのが実情である⁽¹⁰⁾。本来であれば、ある族の家譜を使用する場合、同族の他の家譜を多く集めて相互比較し、最も妥当と思われる数字をもとに検討を行うことが不可欠だが、外国人研究者にはそのような史料収集の時間的余裕も家譜の残存に関する詳細な情報もない。前述の研究会報告の際にも繰り返した「史料の呪縛、限界」を十分には克服できないまま、入手したものから極力信憑性に欠けるとと思われる部分を恣意に陥らないように削ぎつつ、控えめな結論だけを述べざるを得ないのである。

第3章 功臣の土地所有と開拓事業

家譜史料には功臣の土地所有と開拓事業に関して、実際の田土所有額を記している文書形式のもと、実際に功臣及びその一族が開拓に従事していたとする記述の両方が存在する。ただ残念ながらその両方を兼ね備えた家譜はほとんどない。とくに後者のような記述はほとんどない。しかし前稿〔八尾 1995〕で見たように、村レベルの有力者が主体となって開拓事業を行っている例がかなりあることを勘案すると、功臣が何も行わなかったと考えることは不自然である。彼ら功臣の本業は黎朝政権を支えることにあって、開拓の方は私的な事業とみなされたため、家譜に記されなかったのかもしれない。しかも、功臣は田土の新規の

開拓に関しては、たとえそれが田庄形態でなくとも、相当の制約を課せられていた事実がある。

黎朝後期の法文集『故黎律例』（漢喃研究院蔵図書番号：A.613）には「國朝新增條例六十四條」という項目があり、前章で見た「占射」「通告」方式による開拓に関わる禁令を残している。以下がそれである。

一條、占射田

國朝照臨四海、至公無私。聖人撫御萬邦、憲章具在。法者公共、同府縣同承宣、以爲通告。別路州別鄉邑、應占射人。此國法之昭垂、亦常經之創始。名某或被前朝重給貴勢功臣、或恃權勢、妄爭僭耕死絕、不是子孫、原還占射。自洪徳年間以來、許少田人耕作原居、或男或女、法初置占射之田、如納稅耕、世世相承業。違杖十八。田還占射繼耕。

一條、通告田

國法昭昭、有給憑於鄉邑、憲章炳炳、許通告以開耕、名某或被僭耕死絕、非通告正身、或恃權勢功臣、媒引勢家、私立木牌占取、不遵國法。自洪徳年間以來、係貴勢不得奪爭、許通告開耕納稅、養口世、不得爲私。違杖八十。

これによると、黎朝後期に至っても一般民による「占射」「通告」方式による開拓事業が継続してきたことが判明する。そしてあくまで「占射」とは洪徳年間以来から、別の路・州、別の郷邑の少田の人に耕作・居住を許すこと、「通告」とは同府県、同承宣の同様の者が開拓を行い、納税を伴うことであると再確認している。そして貴勢や功臣は既に多くの田土を賜与されたのであるから、彼らや彼らに与する者が一般民の開拓した田土を占奪することを許さない旨が語られているのである。

賜与田土をもっているために、法的には功臣には一般民のような形態の開拓が許されていなかったのである。しかし例外はもちろんあるし、功臣本人ではなく一族中の者が行った例もある。特に建国初期には功臣自身は重臣として京師にとどま

り、一族は原貫地に居住していた。そして功臣の一族として賜与田を受けていたが、功臣の家同士で婚姻を結んだりして支派が増えるに従い、多くの功臣の故郷である藍山Lam Son一帯は狭小なので清化内の他県や紅河デルタに出てくる者も多くいた⁽¹¹⁾。彼らは前述の荒蕪地などに入り、一般民に混じって新地開拓を行ったようである⁽¹²⁾。以下ではこうした功臣の田土所有の実情と開拓への関与について、わずかではあるが、手にし得た史料をもとに個別事例の考察を行う（以下出てくる地名に関しては【地図1】参照）。

1 阮公笋

阮公笋は、清化の宋山県出身者で、阮朝の本宗にあたる家柄である。藍山起義にも参加し、功臣とされたが、順天版『藍山實録』功臣表には息子の阮徳忠ともども入っていない。

筆者の手元には1997年に筆者自身が現地へ赴いた際に写真撮影した家譜（以下『阮氏家譜A』）と、ファン・ダイ・ゾアンPhan Đại Doãnハノイ大学教授が1970年代に現地タインホア省ハチュンHà Trung県（15世紀の地名だと清華河中府宋山Tống Sơn県嘉苗Gia Miêu外庄）で入手された家譜原本（全3冊。1991年に写真撮影させていただいた。以下『阮氏家譜B』）の二つの家譜が存在する⁽¹³⁾。桜井 [1987: 84] が引いた黎貴惇の『見聞小録』2 体例 に出てくる、貴惇自身が実際に見た家譜はこの『阮氏家譜』のもとになったものである。

このどちらにも、順天2年9月5日付の黎利の「勅書」らしきものが含まれている。内容は藍山起義における彼の功績を賞した後、彼を「奉直大夫・都督僉事・行輔導役・兼知本縣軍民事務」に任命し、本県にある先朝世家の絶嗣田でまだ官に報告されていないものと荒閑田を公笋に賜与するというものであり⁽¹⁴⁾、続けてその土地の面積⁽¹⁵⁾や位置の一覧が続く。それを表にしたのが【表1】である。そして最後に日付とこの文書作成に参預

したと思われる功臣の名が列挙され、奉宣者として阮鷹の名があがっている⁽¹⁶⁾。

同書には個々の土地の来歴に関して「前朝世家某某絶田」などの注記があり、黎初からのものがあることを示す貴重な史料である。しかしその土地の総量は500畝以下であり、さほど優遇されたとも思われぬ。八尾 [1988: 121-24] でみた、開国功臣の序列を決める功臣表の出されたのが同年5月であり、それから漏れた者への田土支給だったのであろう⁽¹⁷⁾。

彼の場合は1所で100畝を超すような大土地所有はみられない。また単に面積だけで経営形態を判断することは必ずしも正確ではないので、四至の多くが自然境界（丘、林、河川など）であるものを、石母田正に従って「一円的」と表現すればよいのだが、彼の家譜には四至の記述が無く、面積だけで判断した場合、そうした所有形態を取っていたか判断がつかない。また【表1】を見ると、まず各社の中の所有土地面積⁽¹⁸⁾が一所ごとに書かれているが、社内の総面積量が大きく変わっていることが多い⁽¹⁹⁾。一方でその総数自体は両家譜で同じである項目が多い。これは、この族に関する限り、社レベルでは比較的本数の数字を伝えてはいるが、所自体の面積はその後の変遷を経て実数を書いているためと考えるのが妥当であろう。田の存在する社を誤記しているのも目につく。また土地面積の桁を間違えていると思われるところも二三カ所ある（例えば河朗社の所c、『阮氏家譜B』崗淋社内の所有田土総量など）。しかも筆者が18-19世紀の地誌で県名等を調べたが該当する県が存在しないものも多い。このような齟齬が存在すること自体、その土地がすでに現存の家譜作成の段階で自己のものではなく、よってあまり注意を払わないまま記していることを物語っているだろう。

しかしこの一族が所有していた田地のすべてが【表1】に記されているわけではない。息子阮徳

忠は五代聖宗擁立の功勞者であり、多くの禄田を得たであろうし、もともとが「嘉苗外庄」という陳朝の直接支配圏の外にある存在であった。『家譜B』には襄翼帝洪順2年（1510）2月に子孫が残した「記跡祖宗胎傳子孫以明宗派」なる文章がある。威穆帝の暴政により阮氏も大打撃を被ったため、混乱した宗派を明らかにするために作られたものであるが、その中に「始祖（阮公筭の三代前一引用者）阮作太郎、前朝（＝陳朝一引用者）輔導、管十二庄」とあって、現在も一族の多く居住される同県及び西北方の現ティックタインThạch Thành（石城）県周辺に輔導として多くの私庄を管っていたことが知られるのである。

2 黎念

黎念に関して筆者が所有している文献史料は二つある。一つはタインホア省科学図書館所蔵の黎念関連文書⁽²⁰⁾（書名不明、非公開のため図書番号無し、仮に『黎念田土文書』と呼ぶ）と、ニンビンNinh Bình省イエンモ（安謨）Yên Mô県で1998年に偶然入手した黎念の家譜（同県に居住される支派の家譜らしい。これは原本ではなくコピーであり、しかも表紙を欠いているので書名がわからない。『黎念家譜』と呼ぶ）である。前者は洪徳10年11月20日付の子孫に宛てた囑書と、洪徳8年11月8日付⁽²¹⁾の世業田土を給する旨の勅旨とその賜与田土一覧からなる⁽²²⁾。後者は主に黎念の事跡を記した文章と、後の時代の勅封、令旨の写し等が含まれる。

『黎念家譜』や黎貴惇の『大越通史』31 黎來伝附伝によると、黎念自身は開国功臣ではないが、清化出身の黎來（隴崖功臣）の孫にあたる。黎來は黎利が危機に陥ったとき、自願して身代わりとなって戦死したため、藍山にある黎利の廟所に合祀されるほど厚遇されている。また黎來の子黎林も建国以前に戦死したため、黎念は幼いときから目をかけられ、聖宗期以前から徐々に地位をあげ

てきた。延寧年間には太原鎮宣撫使知軍事、次いで安邦鎮宣慰大使知軍事として外に出されていたこともあって宜民のクーデタにも巻き込まれず、聖宗擁立のカウンタークーデタに参加し、その功により世業田200畝を賜った。その後は阮熾や丁列を牽制するためもあったのであろうが、聖宗に重用され、前節で言及した洪徳元年からのチャンパ親征、その後のラーンサーン遠征でも総指揮官となった。そして洪徳16年に74歳で死去している。

黎念の土地所有額は洪徳10年11月20日付の子孫に宛てた囑書にある田土と、洪徳8年11月8日付の班給田土の2つをあわせると8,000畝近くにもものぼる。それが[表2-1]と[表2-2]であるが、その位置表記もかなり細かい。しかし、四至記述の無いことが多く、また阮公筭文書とは違って、その来歴（賜与によるものか、売買によるものか、非合法に占奪したものか、あるいは開拓したものか）がわかるものはほとんどない⁽²³⁾。

彼の所有田土の特徴を挙げると、まず清化内での土地所有量が大きい。『田土文書』には一所ごとの記載がなされており、その総額と実数字もほぼ一致しているが、個々の面積はさほど大きくないものも多い。それでも瑞原県藍山郷隴眉村に1所で300畝、月印冊に250畝、被伍村に100畝といった規模の大きい田土の存在も目につく⁽²⁴⁾。しかもそれぞれの位置は接近しており、黎朝の故地藍山で彼が大土地所有を許されていた形跡がある。しかも四至の記述からも「一円的」というにふさわしい⁽²⁵⁾。また平野部に目を移すと、紅河デルタでも1所で100畝を超える田土が10カ所以上も存在する⁽²⁶⁾。清化の丘陵地や山地⁽²⁷⁾での大土地所有は、それが「田庄」であったことを想起させるが、平野部においても、彼が同様の経営を行っていた可能性があるのである。

さらに随所に「浮沙処」（河川や海岸に沿って土砂の堆積した土地を開拓したもの）の土地があることから（例えば弘化県玉綴社の10所のうち3所）、

荒蕪地や未開拓の賜与地、或いは自主的な開拓地があったことがうかがわれる。中でも注目すべきは、洪徳8年に賜与された世業田の内の山南承宣膠水県の3社の所有田土がすべて浮沙処田だということである。

同県（現在の行政区画では別県）には後代のもの（阮朝維新9年3月）ではあるが、黎念一族による開拓の事跡を略述した碑文「黎家神道碑」が存在する⁽²⁸⁾。以下がその冒頭の部分である。

黎家神道碑

墓有銘記功宗也。我族 高祖膠水會溪黎公福心、夫人梁氏雙葬之墓。墓在本社河姨處、今會南四所之源。世傳」

始祖爲黎朝大總管王爵梁江來公之後。來有大功于黎、子太尉黎林・孫平章黎念、皆顯官國家軫功臣之胄、特賜」

隨在建邑。太和延寧間、有自中都南來建昌武仙縣、再遷膠水邑于監牢之中郷、名曰會溪。仍舊貫也。其時閔海口」

未涅、我先公籛籃啓土復穴、有家爲五族殖民地代表。黎聖宗征占過此、嘉其有成民之功、準升邑爲社。後」

有大海玄科名、名功惠照諸公及西衢先生、並以法家名于世。而次闕焉至 威勇直義兩公、譜系漸明。威勇」

公後、少後異。 今爲本郷福神、蒙贈翊保忠興靈扶等美字」（ ）は改行を示す）

（以下略）

これによると、膠水県の黎氏一族の高祖は黎公福心であり、世伝では始祖は黎來・林・念とされている。黎林・念等が功績があったことにより、特に「隨在建邑」することを官から許され、仁宗の大和・延寧年間にまず建昌府の武仙県に入り、次いで膠水県の地にも入り、邑をつくり、多くの支派を形成したらしい。そして洪徳初年からのチャンパ親征（総司令官は黎念）の際、聖宗がこの

地の開発の進展ぶりを嘉して「社」への昇格が許されたというのである。

ヴ・ヴァン・クアンVũ Văn Quân &ゾアン[Quân & Doãn 1999 : 15-16] が明らかにしたように、洪徳年間の初期に建設された洪徳堤はニンビン省安謨県から現ザオトゥイGiao Thủy（膠水）県の紅河沿いの所まで延びていたのだが、それに先立つ仁宗期に、すでにこの地で比較的自由な田土開拓が黎念に許されていたのである。その結果ここにも黎念一族の支派が成立し、開拓された土地の一部が黎念本人（本宗）に属する土地として「田土文書」に記載されたのであろう⁽²⁹⁾。これは、少なくとも土地の一部を官に入れる条件（占射による土地開拓による社への昇格条件）の下で、功臣による田土開拓がむしろ積極的に行われた可能性があることを示す例である。

3 黎抄・黎寿域

黎抄は藍山出身の功臣（順天2年の封爵序列18位）であり、黎寿域はその子である。黎抄の事跡は年代記より神道碑[八尾 2002b : 75-79]の方が詳しく、黎朝成立後は文武の両面で活躍し、仁宗の大和10年に71歳で死去している。子の黎寿域は聖宗擁立に功績があったため、聖宗治下で活躍した。彼も黎念同様、光順元年に150畝の世業田を賜与されている。

この父子に関しては本拠地藍山郷広施社（現地名はトスアンThọ Xuân県トラムThọ Lâm社）に今も子孫が存命で、田土文書（形式は囑書に近い）を蔵されている。[表3]はそれを一覧にしたものである⁽³⁰⁾。

この文書に関しては既にファン・ファイ・レPhan Huy Lê [Lê 1981 : 18-19]の言及がある。氏は、彼らは約2,000畝の土地を所有していたが、それらは15県([表3]によればそれ以上ある)に分散し、しかもその規模が小さく、その始原の一部が村の公田（本来は村民に均給するためのもの）であった

可能性を示す例としている。

確かにこの父子の場合、黎念とは違って、故郷の清化を中心に多くの田土を所有しているにもかかわらず、100畝を超えるような、田庄を想起させるような一円的な所有は清化淳祐県の1カ所(586畝、四至の内、二方が他社との界)のみである。

しかし、この父子にはこの文書に現れない土地所有があった可能性がある。前稿[八尾 2003: 189]でも引いた『清化永祿県風土志』⁽³¹⁾「人物」の太尉崇国公(=黎寿域一引用者)の條には、

又相伝、代口時、凡所浮獲占人、公皆奉命、分立庄所、使降衆散行、墾開屯田、開其道路、公私便之。以此生民團聚、生業日日益衆。如今之觀捕・觀口等庄、多武姓是也。其庄皆有廟祠、奉祀至今不絶園焉。

とあり、黎寿域が国家の命を受けて占人捕囚を集め、清化永祿(=永寧)県に分立された庄・所に分散居住せしめ、広く田土を開墾させた結果、非常な繁栄をむかえ、どの庄でも黎寿域を廟祠に祀っていたとある。土地文書によると、この父子は同県に300畝以上の土地を有していたが、それは以上のような開拓事情によるものであろう。土地文書の上では聖宗期の「屯田所」政策の建前上、一円的な支配地は見あたらず、個々の土地はいわば開拓のおこぼれに預かったとでもいうべき規模にすぎないが、同地が丘陵地であることを考慮すると、経済面だけではない、人的隷属(これを少なくともデルタ地帯で行うことを政権は許容しない)を伴う土地所有、すなわち田庄経営を行っていた可能性を否定できない。

4 阮熾

彼は乂安出身者であるが、藍山起義にも参加して功臣(序列32位)となり、聖宗擁立の際にも丁列と並んで首謀者としての評価を受け、重きをなした。本拠地のゲアンNghệ An省ギロックNghị Lộc県(当時は真福県)ギホップNghị Hợp社には彼の

本廟があり、族の家譜編纂事業も進んでいる。しかし筆者が入手できたのはグエン・ディン・チュ一Nguyễn Đình Chú氏⁽³²⁾所蔵の薄い家譜のみで、土地に関するデータはレ[Lê 1981: 19]に依拠せざるを得ない。

彼の所有田土[表4]は6承宣19府93社にまたがって計5,000畝を上回る⁽³³⁾。レはその大きさを指摘しながらも、やはり黎抄と場合と同様に、これらの土地が分散しており、田庄化してはいなかったとし、田地支給側である国家の力の強さを強調する。

土地が分散していることはとりもなおさず、黎朝が収公した土地自体が散在していたことにもよるのであろう。残念ながら阮熾の場合も1所ごとの面積や四至は不明である。しかし、分散しているとはいえ、本拠地である乂安はもとより、県ごとの土地の面積は相当に大きい。中でも乂安の東城県、南塘県、青璋県はいずれも乂安の海岸平野の西方に広がる丘陵地帯に位置して近接しており、合計面積は800畝近くにのぼる。紅河デルタ以外ではこうした大土地所有が比較的可能であったのであろう。彼の子は皆武職につき、かつ清化以南に任官している者が何人か存在する。こうした人的結合が、この地方で集中的な大土地所有の一因となったとも考えられる⁽³⁴⁾。当然政権側からすれば警戒の対象となり⁽³⁵⁾、長男の阮師回は聖宗によって、何回となく疑惑・問罪の対象となっている。

5 范文僚

范文僚も功臣(序列73位)だが、実は年代記『全書』には名前が一切出てこない謎の人物である。順天版『藍山實録』功臣表によれば彼も藍山出身者であるが、現バックザン省ランザンLang Giang県に支派がご存命で、そこで家譜1冊及び田土所有文書2冊(内容はほぼ同じ、前文の詳しい方を『田土文書A』もう一方を『田土文書B』と呼ぶ⁽³⁶⁾)、それに家譜では文僚から数えて七代目にあたる范

文多の嘱書（保泰年間付）、『藍山實録』有無姓名表（前稿〔八尾 2004：注22〕参照）を入手した。

同家譜によると文僚の子徳化が「華封侯」の爵を受け、聖宗の韶陽公主を娶り、四人の男子を産んだとある。

しかし漢喃研究院蔵写本『明良錦詩集』（図書番号：VHv.127）には「黃閣遺文 記録」と称される部分があり、そこに諸公主や諸王に与えられた神道碑や墓誌の文章が残されている。そこには聖宗の第二女懿徳公主と第八女寿明公主の墓誌及び神道碑の文章があるが、それによってこの二公主の母が范文僚の娘范氏であることがわかる。さらにこの韶陽公主の神道碑⁽³⁷⁾の文章も収められていて、それによると聖宗の第五子韶陽公主は先夫が死去した後、洪徳16年に文僚の子徳仕の子華封侯徳徽（文僚の孫）に嫁したが、同27年に没し、景統元年（1499）に徳徽の故郷である藍山に葬られている。同碑文には二人の男子、徳淵と公漱を生んだとあって、家譜の記述と齟齬が生じている。

両者を比較した場合、家譜の作為の跡は歴然としている。韶陽公主は文僚の孫徳徽（おそらくこちらが本宗なのであろう）に嫁したのであって、バックザンの支派の方に嫁したのではない。支派の方が隆盛になるに従い、公主の直の血統であることを主張するため、このような作為がなされたのであろう⁽³⁸⁾。

この『田土文書A』の表紙には「洪徳參年玖月拾壹日」と書かれてある（書名はなし）だけなので混乱するのだが、その中に書かれている田土の内容は、二つの範疇からなる。

『田土文書A』前半部分の前文は、鄭王によってこれらの土地が范文僚の祖業田土等であることを確認するものであり、田土一覧の前半部分〔表5-1〕は、時代は不明であるが、黎朝後期（鄭王統治期）のこのバックザンの范氏支派の田土所有状況を示したものであるということになる。

一方、後半部分の田土一覧〔表5-2〕には、

前文ではっきりと黎僚（＝范文僚）に給したものとあるので、洪徳3年9月付のものと考えてよからう。はっきりと黎朝初期に范文僚の得たと判断できる田土は後半部分だけであり、前半部分は一部に文僚から相続したものもあるかもしれないが、その後に支派が集積した部分が大きかったと考えられる。

そこでまず後半部分に注目すると、本拠の藍山にある田地はわずか33畝しかない。あとは支派に近い安勇、安越、安世県にある。これもこの『田土文書』が支派のものであることを如実に語っている。本宗が衰えてしまった藍山の方の土地に対しては関心がないのである。逆に安勇、安越、安世県の田地と、支派の所有していた土地を見ると、100畝を超える大土地所有が山地部を中心に10カ所以上存在する。とくに普安県には、1所で1,100、600、100、200畝といった土地所有がみられ⁽³⁹⁾、黎朝後期に最も中央政權から警戒された⁽⁴⁰⁾「庄寨」（田庄よりもっと内部の人的隷属関係が強く、軍事的要素も強い）建設を范氏が红河デルタ北方の山地地帯で行っていたことがうかがえる。黎朝初期には政治的にはふるわず、本宗も衰えてしまったが、支派が着実にデルタの外延で力を蓄えていた例であろう⁽⁴¹⁾。

6 陳榴・陳爛

陳榴は功臣封爵序列88位の功臣で、藍山出身者である。その子陳爛も序列39位の功臣である。前稿〔2002〕でも紹介したが、建国後の事跡は、正史にはほとんど記載がない。しかしそれに憤慨した阮朝時代の子孫が祠堂建設、碑文建立、家譜編纂を熱心に行ったおかげで、比較的在地史料に恵まれた珍しい例である。

彼らに関して、筆者の手元には三つの家譜が存在する。一つ目は漢喃研究院で収集した『陳氏家譜』（A.1266、旧極東学院蔵写本⁽⁴²⁾）、二つ目は『河南省青廉縣和艾総武江社个村黎氏譜記』

（VHv.1212、以下『青廉縣黎氏譜記』）、三つ目はタインホア省ティエウホアThiệu Hóa県ティエウクアンThiệu Quang社（当時の地名は清化省瑞原県魯叙社）で筆者が1995年に収集した『魯叙陳族譜追編』である。

『陳氏家譜』は陳榴から数えて13代目にあたる海陽省唐安県丹鑾社に居住する支派の家譜であり、『魯叙陳族譜追編』は藍山近くに住む陳氏本宗の家譜である⁽⁴³⁾。また『青廉縣黎氏譜記』は同じく青廉県に居住した支派の家譜であるが、賜与された国姓をそのまま用いて黎氏を称している。内容は族の始祖である陳榴、陳欄の事跡である。

これらの家譜の内容は微妙に異なっているのだが、陳榴は太宗の丙子の年に98歳の高齢で卒したと『陳氏家譜』と『魯叙陳族譜追編』にはある。太宗期に丙子の年はなく、仁宗期まで生存が確認される⁽⁴⁴⁾ので、「太宗丙子年」は「仁宗丙子年（1456）」の誤りであろう⁽⁴⁵⁾。

榴の父は黎利と同じく藍山の出身であったが、戦乱による貧窮に絶えられず、妻にも死なれたことから、陳朝末の混乱期に国内を放浪して今のナムディン省の天本県天本社度越處に至った。そして住民の許可を得てその地に住むようになり、学問に秀でていたので村のリーダーとなり、結婚もして陳榴を生んだとされる。

その後、父と一旦故郷に戻ったが、兵火にあって父親は死去し、榴は再び度越寨に戻り、そこで陳爛をもうけた。そして10数年がたって黎利の挙兵を聞き、父子で起義に参加したという（『青廉縣黎氏譜記』）。

同家譜によると、黎朝が成立した後は官につかず（この辺に潤色があるらしい。実際は権力闘争に敗れたか、高齢が災いして政事の主流からはずれたことを粉塗しているのであろう）、息子陳爛とともに度越に戻って田土経営に専念した。その様子を『青廉縣黎氏譜記』は、

黎榴・黎爛兩公、乃鶯駕出於天本縣、許家臣

數人、皆賜姓陳氏、居於此寨、號曰度越寨焉。廣買田地州土、以爲後日香火。設行宮居之。勸於族內寨中數丁、勸課農桑、興俟除口。其度越一皆給足。至六年間、生息三四十人（以下略）。

と伝えている。族人に家臣を加えた集団で開拓を行い、田地州土を買って香火田とし、農業振興を行うとともに「行宮」さえ建設し、6年で3、40人もの規模に上げたとある。

『陳氏家譜』陳爛の条に出てくる度越寨には割注があつて、この寨経営に関して、以下のように少し異なった情報を残している。

舊十二世少祖（＝陳爛－引用者）、有欽命屯田伊（＝度越－引用者）社地分。後再欽命駕南征、有促【捉か？－引用者】獲占城人、將回歸、置爲寨所、許伊等把耕納稅、累代爲奴人。故臨終日、因其近便、立陵在此、至今尚存。

すなわち父子のうち特に度越寨経営に貢献したのは陳爛の方で、しかも国初に国家側から屯田の命をうけて同寨経営にあたったのだとしている。そしてその後彼は対占城戦で得られた捕囚を奴人（彼らは累代「奴人」とされたとある）として役使し、その屯田事業の規模拡大に成功し、陳爛の陵墓は原貫地ではなくこの地につくられたとある。現在でも同ムラ（現在はBinh Lục県ヴバンVũ Bán社）の神祠には陳榴と陳爛に宛てた阮朝期の勅封が現存する〔八尾 2002b : 188-89〕（陳爛は父親より先の仁宗大和年間に死去している）。

『陳氏家譜』では上引の文に続いて、さらにかなり後の景興年間（18世紀）になって、こうした陳氏の「支配下」にあった寨人が土地に関する訴訟を起こし、時の権力者鄭氏は陳氏の言い分を支持したことを記している。つまり、後代にいたるまで陳氏の一支派とその所有する土地がここには存在していたのである。その点からすると、「屯田」の文言がこの史料には出てくるが、これは前稿〔八

尾 2002a]で分析した聖宗期の屯田所政策とは性格を異とし、私的な開拓事業も意味していたと考えられる。

残念ながらこの度越寨も含め、陳氏がどれだけの土地を開拓し、集積していたかは不明である。19世紀後半の『同慶御覽地輿誌』にも度越寨の名は残っているが、寨は社と同規模程度のものであったことが想定されるのみである。ただ占城人を動員して行ったその経営形態は、限りなく「田庄」に近かったものに違いない。紅河デルタ内であるにもかかわらず、それを政権側は容認していたのである。

小 結

以上で拙い行論を終える。前稿 [八尾 2002] では各屯田所ごとに地形分析なども行ったが、質・量とも多分に問題のある史料を使用している以上、個別の地名にこだわって細かな分析を行うことはあまり意味がなからう。明らかになった点をいくつか指摘し、小結とするにとどめる。

まず、田庄の問題であるが、桜井が述べる「庄寨」への危機感が現実味を帯びてくるのは中央権力の弱まる黎朝後期に入ってからである。黎朝前期の田庄は多くが山間部や丘陵地といった、大越王国の辺境に存在しており、八尾 [1996 ; 1997] で述べたような盆地首長による支配に通じるところが多いと考えられる。軍事的脅威にならない限り、平野の政権はその論理を強制することはなかったのである。

ただし、デルタに存在する田庄は別のはずである。黎念や陳榴、阮熾らがおそらく経営していたであろう田庄の存在を何故許したのだろうか。これには田庄の規模と、「非軍事的性格」を考慮せざるをえない。

史料にはあまり出てこないが桜井 [1987 :

99-102] が紹介する「洪徳均田例」では、社を理念的には公田が社内の田土のすべてである公田社と、私田が主で、これに若干の公田が混入している私田社に分けている。当時の一つの社の田地面積がどれほどであったかを明確に語る史料は存在しない。しかし、八尾 [1995] で見た安興ハナム島の各社の場合、1,000から2,000畝という数字が出ている。この島の場合は「狭郷」とみなされていることを考えれば、紅河デルタ内の1社の田地面積は1,000畝から4,000-5,000畝ほどになるのではないかとすれば、陳氏父子の度越寨経営を論じたとおり、田庄の規模は大きくても1社程度のものであったと理解できる。中央から見れば1私田社程度だったのである。また経営に用いられた隷属民が貴勢の元にあることをかさきぎて周辺の村落民と騒擾を起こすことはあっても、「反乱」は少なくとも16世紀に入るまでは起きていない。貴勢、功臣とされる者本人は京師で官として居住しているわけで、量的にも質的にも「田庄」は後の「庄寨」とは別物だったのである⁽⁴⁶⁾。

次に全土に散在する地片であるが、経営の方法から二つの範疇に分けることが出来よう。

一つは一族の者が出向いて経営するものである。功臣一族の拡散については別稿で論じる予定であるが、財産の均分相続、生前分与の習慣があったため、移住拡散の原因の一つとして、分与を受けた支派の者がその地に赴いたことが想定される。残念ながら、こうした功臣一族支派の「小経営(せいぜい数十畝程度)」の実態は分からない。しかし「小経営」とはいつてもそれは功臣の側から見た規模である。桜井 [1987 : 313-22] が分析した19世紀ナムディン省百穀社百穀村の場合、50畝以上の私田をもっている者が村民約500人中わずか一人であることを考えると、一般民から見れば彼らは間違いなく「大土地所有者」だったのである⁽⁴⁷⁾。

もちろんこれだけの田地を同行した一族の者だけで耕作できるわけもなく、近隣の村民に小作さ

せるなり、季節労働者（雇農）を用いたと考えるのが妥当である。

新開拓地に赴いた者も同様である。功臣自身は京師に居るわけで、実際に開拓者になったのは一族内の者であろう。彼らは功臣一族であるというアイデンティティを持ちながらも、やがては現地の有力者として土着化していったのである。そしてその地位が確固となるにつれ、本宗との関係は希薄化していった。中央政権の、功臣勢力の拡大への懸念は、結果として杞憂におわったのであろう。

次に、完全な「小規模所有地」であるが、一族の者は在住・耕作しないまま小作に出されるか、売却の対象となったのではないか。こういう場合、功臣一族と一般民との関係は逆転する。「田庄」主や「大土地所有者」が絶えず他者の土地や公田を占奪することは一般的に見られ、禁庄の対象になっていた。しかし、「小規模所有地」の場合は、管理者本人が現地に居住していないため、その土地は逆に周りの一般民からの占奪の対象となっていた。黎朝後期に鄭王がしきりに功臣田土の保証のために令旨を発し、それが功臣家譜に残っていることもそれを裏付けている。

最後に功臣が果たした土地開拓に対する貢献についてであるが、前章で見たように、新地開拓の場合、中国とは違って多くの別姓の者が協力して行うケースが多い。ヴェトナムにおける宗族の形成がいつごろから本格化するのか、軽々には論ずることは出来ないが、嶋尾 [2000 : 243-46] は桜井と同じ調査地である百穀社における同族結合を考察し、16-18世紀頃には族結合は確立していたが、なおその基盤は脆弱であったことを指摘している。そのことを考慮に入れると、新地開拓にあたって、15世紀段階で血縁集団からの助力を十分に保証されていたのは、やはり功臣、貴勢一族と呼ばれた存在であったのだらう⁽⁴⁸⁾。ただ、そうして開拓のために出て行った者が、功臣一族としての誇りを

記憶・記録として持ちつつも、実際には同族としての実体ある関係を徐々に失っていくことになったのである。

<参考文献>

- 藤原 利一郎. 1986. 『東南アジア史の研究』法蔵館.
- 片倉 穰. 1987. 『ベトナム前近代法の基礎的研究—『国朝刑律』とその周辺—』風間書房.
- 桃木 至朗. 2001. 「『ベトナム史』の確立」『岩波講座 東南アジア史』2. 岩波書店.
- 桜井 由躬雄. 1987 『ベトナム村落の形成—村落共有田＝コンディエン制の史的展開—』創文社.
- 嶋尾 稔. 2000 「一九世紀—二〇世紀初頭北部ベトナム村落における族結合再編」、吉原 利男・鈴木正崇・末成 道男（編）. 『<血縁>の再構成—東アジアにおける父系出自と同族結合』風響社.
- 八尾 隆生. 1988 「ヴェトナム黎朝初期の清化集団について」『東洋史研究』46(4).
- 八尾 隆生. 1995 「黎朝聖宗期の新開拓地を巡る中央政権と地方行政—安興碑文の分析」『東南アジア研究』33(2).
- 八尾 隆生. 1996. 「黎朝聖宗期の嘉興丁氏—囑書の分析から—」『東洋学報』78(2).
- 八尾 隆生. 1997. 「黎朝聖宗期の嘉興何氏—囑書の比較から—」『東洋史研究』56(3).
- 八尾 隆生. 2001a. 「山の民と平野の民の形成史—一五世紀のベトナム黎朝史—」『岩波講座 東南アジア史』3. 岩波書店.
- 八尾 隆生. 2001b. 「黎朝碑文集 II—黎朝開国功臣関連碑文(1)—」『広島東洋史学報』6.
- 八尾 隆生. 2002a. 「黎朝前期红河デルタにおける屯田所政策」『アジア・アフリカ言語文化研究』64.
- 八尾 隆生. 2002b. 「黎朝碑文集 III—黎朝開国

- 功臣関連碑文(2) - 『広島東洋史学報』7.
- 八尾 隆生. 2004. 「藍山蜂起と『藍山實録』編纂の系譜」『歴史学研究』789.
- Doãn, Phan Đại & Quân, Vũ Văn, 1999, Quá trình khai hoang lập làng Côi Tri (Yên Mô - Ninh Bình) dưới thời Lê Thánh Tông, *NCLS (Nghiên cứu Lịch sử)* số 307.
- Henry, Yves, 1932, *Économie agricole de l'Indochine*, Hà Nội.
- Hội đồng Gia tộc Họ Nguyễn Đình (Nghị Hợp - Nghi Lộc - Nghệ An) (soạn), 1993, *Cương quốc công Nguyễn Xi - Tộc phả và Di huấn - Phụ lục*, Vinh.
- Li Tana, 2003, The Ming Factor and the Emergence of the Viett in the 15th Century, Paper for the Workshop on Southeast Asia in the 15th Century and the Ming Factor (18-19 July 2003, Singapore).
- Lê, Phan Huy, 1981 Chế độ ban cấp ruộng đất thời Lê sơ và tính chất sở hữu của loại ruộng đất thế nghiệp, *NCLC* số 199.
- Quỳnh, Trương Hữu, 1974, Tìm hiểu chế độ nô tỳ thời Lê sơ qua luật pháp, *NCLS* số 155.
- Quỳnh, Trương Hữu, 1982, *Chế độ Ruộng đất ở Việt Nam: Thế kỷ XI-XVIII*, tập I, Hà Nội.
- TTKHXHNV (Trung tâm Khoa học Xã hội và Nhân văn) & Ủy ban Nhân dân tỉnh Nghệ An (soạn), 1997, *Thái su Cương quốc công Nguyễn Xi - Que hương, con người, sự nghiệp* -, Vinh.

註

- (1) 『全書』8 光泰11年(=少帝建新元年(1398)) 春3月15日～末の条には
 令有田者供報田畝。行遣何德鄰密與家人言曰、「設此法以奪民田耳」。(胡一引用者) 季犛聞之、降戸部尚書。又令民標題姓名於田上。路府州縣官、公同驗度修簿、五年乃成、無供結者、取爲公田。
- (2) 桃木 [2001 : 189-92] は、陳朝後期の碑文史料をもとに、その大半が寺院への寄進関連のものであって、碑文に土地の区画や所有を記録する必要が高まっていたこと、王侯が20畝を超える大規模な寄進を行っている一方で、1畝に足りない寄進も非常に多く、中小土地所有者の勢力が高まり、社会的発言権(碑文をつくって記録を残す等)を獲得しつつあったとし、14世紀における小農社会の萌芽を見いだしている。
- (3) ヴェトナムの歴史研究者(例えばチュオン・ヒウ・クイン [Quỳnh 1982 : 199-220] など) は功臣による土地所有を過小に評価する向きが一般的である。
- (4) ヴェトナム本国においては種々の概説書などに見られるように、典型的な奴隷制が優勢を占めるような時代はヴェトナム史上には存在しなかったとするのが通説となっている。
- (5) 黎利は明との講和の際、多くの中国人捕虜(官吏や兵士及びその家族など)を送還したが、特に悪質とされた者や、中国による統治に積極的に協力したヴェトナム人及びその家族の多くは奴婢とされた(注6参照)。
- (6) このほか、『全書』12 洪徳2年(1471)9月の条には
 勅旨、係原有官奴婢等人、偽官偽吏土官、拒敵出城投拜、吳父京母、姦宄逆黨、及哀牢・狗巖・占城等項、一切係官奴婢、已補各色役。而中罪襍祿、變易姓名爲民人及嫁娶別縣社、其生男女孫姪姓名、正

身就珠林院閑選。

とある。文意の取りにくい部分もあるが、前半部分では、もとの官奴婢、明の官吏士官で当初黎朝側に抵抗したのち投降した者、父が中国人（呉）で母親がヴェトナム人（京）の者、反逆者、哀牢・狗巖・占城人はすべて官奴婢とされ、すでに種々の労役につかせているとある。官への奴婢集中の原則を再確認しているわけである。後半部分では、中罪（あまり重くないとみなされた罪）であったり、年少であった者で、姓名を変えて一般民となり、あるいは別県社の者と結婚した者は、その子や孫姪の姓名を報告し、自ら珠林院にやってくる、戸籍修造及び兵役調査のための閑選を受けることとある（珠林院については未詳、閑選は通常県官が社長などを督励して行う〔藤原 1987：392-97〕）。

- (7) 同様の趣旨をもった上諭が聖宗崩御後すぐに出されている。『全書』13 洪徳28年3月12日の条には

上諭諸王公主及公侯伯駙馬文武等、賤隸微賤民之輩、常依托而爲奸、窩藏容受之人、當戒懲而嚴禁。繼今府衙或權貴諸家、有奴婢築屋在奉天府、及有田産在各處府縣者、並宜標題某府某衙官奴婢姓之家男女、本府衙門及主管監自檢察、及本官奴婢方許居住。若混淆雜居、一切斥去。并關【開か？一引用者】報奴婢姓名數目、送該府縣官、得憑檢察。

とある。諸王公主・公侯伯・駙馬文武高官に、賤民の輩を容受して奸を為させないようにせよという上諭で、各衙門や権貴の諸家が奴婢をもっている場合は、どの衙門や家の者か、男か女かを、その衙門官及び所有者が自ら調査して報告させ、一般民と混淆雑居することを禁じている。また奴隸の姓名や数も申告させ、(彼らが居る)府県の官にその情報を送つ

て調査することとしている。

- (8) 同様に官奴は〔八尾 2002a〕で扱った国営農場ともいうべき屯田所の一部で使役されたのであろう。
- (9) 平成11-13年度科学研究費補助金（基盤研究(B) (1)）「東南アジア史研究で卒論・修論を書くための教育・研究工具の開発のための研究」第14回研究会（2000年12月、於：大阪市立大学文化交流センター）報告要旨
 〈<http://www.h6.dion.ne.jp/~kawan/sotsumanu/No.16.htm>〉
- (10) 例外として、15世紀末から16世紀にかけての元号をもつ土地売買（一部典売）文書が1964年にハタイHà Tây省で発見され、現在ハノイの歴史博物館に収蔵されている。
- (11) 藍山の地が帝郷根本の重要地であるにもかかわらず、勢家功臣によって合法・非合法に占奪され、宗室・公主用の土地がないことを聖宗は以下のように憂慮している。

命戸部尚書陳封・同承政官潘師宗等、勘藍山郷及霞村官士給功臣、自一品至六七品有差。仍論百官耆老曰「藍京乃帝郷根本之地、非京師他處可比。比者勢家多撓禮法、慢視刑章、私占其地以爲己有、諸王公主曾無立錫之地、將欲繩之以法、孰若先之以禮、使皇族日蕃、庶有容身之地。今立定界限、敢有違犯、依律治罪」。『全書』12 光順8年2月8日甲辰の条（校合本を含め、すべての『全書』刊本が「8月甲辰」と誤刻している）。

しかし当の勢家・功臣側も、実はすでに土地不足に陥っていたのである。

- (12) リ・タナLi Tana [2003] はこの時代の清華、乂安の人口の多さを村落数の分析から示し、ヴェトナム人の移動が概ね「南向き」であったのにたいして、清華等から紅河デルタ沿海部への移動（北向き）がこの時期盛んであったこ

とを指摘している。

- (13)他にもう一冊、ハノイ国家大学史学科所蔵『嘉苗外庄阮家世譜』があるが、これには土地所有に関する記述は含まれていない。
- (14)『綱目』25 順天2年春正月の「定均田法」の条でも、太祖時の均田法は一般民から功臣までを給田の対象としており、一般民は公田土から、功臣への田禄には勢家(=世家一筆者注)の絶産、漏籍・荒間田を充てたという阮朝史官の考証が、この阮公筭の家譜の記述をもとにしてなされている。
- (15)『全書』12 洪徳2年(1472)10月の条には「置高尺令、田土每畝十高、每高十六尺五寸」とあり、10寸で1尺、16尺5寸で1高、10高で1畝であった。植民地期の度量衡に従う限り、1畝は約3600平米である。
- (16)『阮氏家譜B』の方は、賜与田土一覧の途中で、阮公筭以前の一族の事跡に関する叙述が一部紛れ込んでいる。表1で*を付したものはその紛れ込んだ叙述記事の後に列挙されている賜与田土である。また『家譜A・B』とも承宣名・府名・県名が記されていない。
- (17)『綱目』25 順天2年春正月の「定均田法」の条でも、太祖時の均田法は一般民から功臣までを給田の対象としており、一般民は公田土から、功臣への田禄には勢家の絶産、漏籍・荒間田を充てたという考証が、この阮公筭の家譜の記述をもとに行われている。
- (18)こうした土地文書中の田土の表示は、1所(筆)ごとに県一社一処、面積、四至の順で書かれるのが普通である。ただし、実際にはもう所有していないという実態を反映しているのかどうかは不明であるが、四至の記述を欠いていることが多い。
- (19)もっともこれは前近代ヴェトナム史料を通じてみられる「ずさんさ」ではあるが。
- (20)同図書館研究院の故ブイ・スアン・ヴィーBùi

Xuân Vỹ氏の収集にかかる。

- (21)この洪徳8年という記年は、前述の洪徳8年に大規模な賜田、世業田が賜与されたという『綱目』の記事に符合する。
- (22)本文書は県名までが記述されているので〔表2〕では承宣名、府名を筆者が補った。
- (23)例外的に田の来歴が分かる例が少しある。『黎念家譜』のほうには外貫の河中府弘化県馮翊社に44畝の祀田(内祠堂墓田2畝)があったことが書かれているが、確かに『田土文書囑書』の方にも長男承宣使黎忠の守墓田44畝があり、そのうち2畝が祠堂と墳墓として用いられていると明記されており、両者の情報は完全に一致する。
- (24)〔表2〕以下では所ごとの面積表示はあまりにも煩雑なため省略し、合計した数字のみを示した。黎念の所有田土の内、清化には藍山以外でも1所あたり100畝を超えるものが淳祿県安教社富良村(115畝)、由場庄(100畝)、宋山県富陽庄(136畝)弘化県富溪・大溪等社(136畝)と4カ所存在する。
- (25)月印冊の四至は「東近溪、西近山、南近山、北近山」、彼伍村は「東西南北各近山」、隊仗社は「東近山、西近黎粟(功臣の一人一引用者)、南近山、北近小溪」である。
- (26)山南承宣青廉県錦貝社(100畝、「庄田」と明記してある)、上福県可屨社ケ凍村(400畝)、東安県安偉社堂閣村(400畝、100畝)、美良県明倫社(200畝(四至記述も一円的)、100畝)、綏来社嶺山村(100畝)、山西承宣福祿県肇川社(900畝、四至記述も一円的)、それに洪徳8年の賜与田土の中に山西扶寧(石室の誤りか一筆者)県耕耨社(100畝、100畝)の計11カ所が存在する。
- (27)洪徳8年の『囑書』中の、山地にある洞喜県(150畝)の土地も一円的所有(四至は「各近山)」である。

- (28) 碑文の紀年は「皇南維新九年歳乙卯三月初八日立」、筆写年月は1997年12月。採録地点はナムディン省ハイハウHải Hậu県ハイナムHải Nam社ホイケHội Khê村第10ソムxómにある黎氏祠堂（Từ đường họ Lê）。族長はレ・バ・ヴィエムLê Bá Viêm氏（16代目）。漢喃研究院にこの碑文の拓本は無い。
- (29) ただし土地文書に出てくる膠水県遼東社、遼西社は会溪Hội Khê社のまだ東にあたる。
- (30) [表3]も承宣名、府名は筆者が補った。
- (31) 漢喃研究院蔵図書番号：VHv.1371。但しA.690の古い番号がある。嘉隆15（1816）年に製作され、維新五年（1912）に奉写されたという。
- (32) 氏の主導で阮熾に関する学会が開催され、それらの報告内容は[TTKHNV 1997][Hội đồng Gia tộc Họ Nguyễn Đình 1993]に収められている。残念ながら収録論文の中に田土所有に関するものはない。
- (33) 本廟に残る光順3年付けの「先祖遺訓」と称する碑文（ただし阮朝時代の再刻碑、文面は八尾[2001c:17-18]）によれば、禄田が5135畝、新たに買った田土が760畝ほどあったとされる。
- (34) 「先祖遺訓」碑（釈文は八尾[2001b:18]）には
- 一、有遠州人。於奉行征討平吳之辰收回、具奏。勅准爲家奴、許居住同荔私田土處。此田及奴人、傳子孫世代香火[即今富盆社]。
- 一、有占城國人。奉從征占之辰收回、具奏。勅賜世代爲奴人、許泡汚私田土處[即今金塢村]
- とあって、抗明戦で「流遠州」となった罪人を、勅許を得て家奴とし、また占城攻撃の際に得られた捕囚を下賜されて奴人とし、私田に置き、子孫がそれを継承することという記述がある。その数は判明しないが、阮熾の家でも私田耕作にこうした隷属民を用いていたことが知られる。『同慶御覽地輿誌』又安省によれば、金塢村は阮熾の本拠地真福県（阮朝時代は真禄県）内にある。富盆社は位置を同定できないが、同じく真福県内にある富益社かもしれない。不思議なことに、[表4]（もとはレ[Lê 1981:19]）には真福県がないが、Tây Chân（レの表記。おそらく漢字だと西真）とあるのが真福県かもしれない。この220畝あまりを加算すると、海岸部も含めて南部又安一帯に1,000畝程の田土を阮熾は有していたことになる。
- (35) 阮熾一族の繁栄を嫌った聖宗が、風水の名師を招いてその家の龍脈を切らせたところ、その後一族が衰退したという俗説が存在する（『眞福元國公伝』（ヴェトナム国家図書館所蔵 図書番号：R.1893））。
- (36) [表5-1]の承宣名・府名は筆者が補った。[表5-2]には原文書に承宣名・府名が記されている。
- (37) この碑文『珠光玉潔之碑』は現トスアン県ヴァンライVan Lai社の同公主の陵に建っていたが現存しない。仏領期にとられた拓本が漢喃研究院に存在する（拓本番号：N.13485）が、摩滅がひどくてほとんど読めない。
- (38) 実際の陵墓が清化にあるとはいえ、ランザンの支派の文書中に墓田があること自体は何ら奇異なことではない。
- (39) 范氏の田土文書も四至記述が貧弱であるが、同県葛沈社内の1,100畝の土地には四至記述がない。600畝、100畝、100畝の土地にはそれぞれ「上至困○、下至困○、爲界」という不完全な四至記述がある。「困」は「境界」を意味する字喃で、その後に固有の地名（○）が付いており、きわめて大雑把な、一円的所有を想起させる表記である。
- (40) 桜井[1987:237-48]参照。

- (41)同様の例として劉仁澍（功臣序列5位）があげられる。彼は黎察によって謀殺されたが、その一族は故地の太原で多くの土地を所有していた。ハノイ国家大学史学科所蔵『雲煙社劉族寔録』（図書番号：Hv. 135）は故チュー・ティエンChu Thiên教授が同地の原家譜から再写したものであるが、その末尾に正和元年（1690）の鄭王の令諭が載せられており、その中に主に北部山岳地帯で劉氏が持っていた土地の一覧が存在する。そのことから范氏ほど規模は大きくない（合計でも356畝）が、劉氏が同様の経営を行っていたことが想像される。ただヴェトナム人史家の多くがこの史料をもって黎初の土地所有を論じているが、この情報の年代を確定できないため、本稿では使用していない。
- (42)ティエウクアン社には19世紀の碑文も現存する（釈文は八尾 [2002 : 86-87] 参照）。
- (43)同家譜によると、魯叙ももとは支派の一つであったが、ここに陳榴の陵墓が建設されて、本宗とみなされるようになったという。
- (44)八尾 [1988 : 130] で見た如く、仁宗の末期に宰相の一員となっている。
- (45)ティエウクアン社に残る阮朝期の碑文（文面は [八尾 2002 : 86-87]）では、おそらく『全書』12 光順元年12月の条に琴蛮攻撃の司令官の一人に黎榴の名があがっていることをもとに、彼が四朝（太祖、太宗、仁宗、聖宗一筆者）に歴事し、98歳で没したとするが、家譜の伝える情報といずれが正しいのかはにわかには判断できない。
- (46)度越寨の場合も、陳榴は宰相になるまでは地方周りをしており、実際にそれを行っていたのは子の陳欄であった。
- (47)イヴ・アンリは北部ヴェトナムにおいては50畝以上の土地所有者を「大土地所有者」としている [Henry 1932 : 110-11]
- (48)別稿 [YAO 1999 : 246-48] でも述べたが、族としての紐帯を象徴する家譜をヴェトナムで最も最初に本格的に作り出すのが、実はこうした功臣たちだと考えられる。

（広島大学大学院文学研究科助教授）

表1 阮公箏賜与田土一覽

承宣名	府名	県名	『阮氏家譜A』					『阮氏家譜B』				
			社名	所数	面積		種別、備考	社名	所数	面積		種別、備考
					畝	高				畝	高	
山南	先興府	延河県	河朗社	3	61	6	田	河朗社	3	61	6	田、所の記述順はacb
			実数		112	7		実数		38		
			a		22			a		22		
			b		7	7		b		7	7	
			c		83			c		8	3	
?	?	?	巨瓊・巴陽貳社	6	192		田（前朝絶田、荒閑田）	巨瓊巴三陽二社	5	170		田（前朝絶田、荒閑田）、所の記述順はdfegh
			実数		207	2		実数		177	1	
			d		64	6		d		64	6	
			e		11	3		e		21	3	
			f		40			f		40	9	
			g		12			g		20		
			h		49							
			i		30	3		h		30	3	
宣光	安平府	渭河州	武朗社	4	199		田（前朝絶田）	社名脱落	?	脱落		田（前朝絶田）、所の記述順はjmlk
			実数		172			実数		172		
			j		40			j		40		
			k		40	6		k		40	6	
			l		60	6		l		60	6	
m		30	8	m		30	8					
?	?	?	崗柳・多観貳社	1	12	2	田（前朝絶田）	崗柳・多観二社	?	10	6	田（前朝絶田）
			実数		12	2		実数		10	6	
山西	臨洮府	河和県	沛箇社	5	76		田（前朝勢家絶田）	崗淋社	5	70	6	田（前朝絶田）、所の記述順はopnqr
			実数		122	5		実数		76		
			n		20	4		n		*20	4	
			o		30	8		o		30	8	
			p		60	2		p		6	2	
			q		5	6		q		*5	6	
r		5	5	r		*13						
?	?	?	河裴社	2	11	1	田（前朝絶田）	裴社	2	脱落		田（前朝絶田）
			実数		11	1		実数		11	1	
			s		2			s		*2		
			t		9	1		t		*9	1	
		通計	表示1		477	5	計	表示1		470	5	
			表示2		551	3		表示2		記載無		
			実数		637	7		実数		484	8	

(注)両家譜とも社ごとの田土面積、所ごとの面積が表示されているが、所面積の合計と社の面積が合わないことが多い。社名の右横の数値は表示面積で、その下段の「実数」とあって網掛けしてあるのは、筆者が所ごとの面積を合計した数値である。a, b, c等は煩雑をさけるために「所」を示すものとして使用している。

表 2 - 1 黎念囑書田土一覽 (洪徳10年11月20日付)

承宣名	府名	県名	社名	所数	面積				種別、備考	
					畝	高	尺	寸		
清化	紹天府	瑞原県	藍山郷染秀村	27	56	2	10		田	
			実数		56	1	7	7		
			藍山郷隴眉村	39	300					田土
			藍山郷月印冊	1	250					田
			藍山郷彼伍村	2	記載無					田
			実数		107	3				
			藍山郷徳文串村	1	20					田
			阮舎社	?	12					田
			軫川社	1	16					田土池
			湮舎社改安舎社	1	30					田
		俊傑社	1	30					田	
		東魯社	2	記載無					田	
		実数		25						
		香蘭社	?	30					田	
		安定県	古碑社	1	49					田土池
			主来社	?	10					田
			山隈社	1	40					秧田 (少尉建郡公黎慶祭田)
			岩村	14	15					田 (祭田忠國夫人)
			実数		15	7				
		雷陽県	藍山郷目山冊不石磯村	1	22					田
	崔東冊		1	20					田	
	克閭庄		1	60					田	
	包落庄		1	30					田 (祭田)	
	東山県	阮舎社	1	12					田	
		石磊社	3	61	8				田土池	
	河中府	靖嘉府	玉山県	霞霖社	1?	100				田
				金綴社	1	62				田
				玉綴社	1	30				田 (懐国公祭田)
				玉綴社	10	249				田 (奉給太保純郡公延郡公)、内浮沙庄田が3所
				実数		223				
		弘化県	馮翊社	1?	44					田 (長男承宣使黎忠守墓田、内2畝が祠堂と墳墓)
			寛溪・大溪等社	5	246					田、在大溪社
			葛川社	?	61					田土
			凍河社	1	50					田土
			登場社	2	55					田
	淳禄県	安教社富良村	3	188					田	
		蓮池社	1	23					田	
		安渠社	1	22					田	
		河上社	1?	18					墓田	
		老辣社白禄村	3	33					田	
河中府	淳禄県	浮洛社	1	17				田		
		大里社	3	80				田		
		惟精郷	5	17	9	10		田		
		花市社	1?	70	7			田		
		由場庄	?	100				田土		
		古瓊社	1?	44	0	5		田		
		実数		44						
		隊仗社	3	195					田 (内1所は一田の)	
靖嘉府	農貢県	曹林社	1	25				田 (太傅昭郡公祭田)		
		来朝社	3段	90				田		
		朱榮社満朝村	1?	80				田 (賞田)		
		萬屯社	1?	10				田		

清化	河中府	宋山県	古瓠社	1?	44	0	5	田		
			富陽庄	1	136			田		
			萬松社萬林社	?	87			田		
清化	長安府	安謨県	天池社	3	59	2	7	9 田（賞田長女黎氏玉原爲己分）		
			天関府	奉化県	安泊社可屨村	1?	58	8	3	3 田
			苳仁府	青廉県	錦貝社	1	100			田（庄田）
山南	苳仁府	維先県	望嵐府	望嵐県	僕姑社	1	20	田		
			黎舍社上村	?	70			田土池、内有官潭		
	苳仁府	維先県	丁舍社	5	15	8		田土池		
			実数		10	5	11	7		
			永裔社	2段	74	6	14	3	田	
			実数		72	0	9	4		
	常信府	富川県	黄列社劉舍村	3	23	4	12		田	
			実数		23	4	0	3		
			香林社	2	6	7	0	6	田土	
			汴水社関舍村	?	12				田	
	上福県	可履社ケ凍村	2	490				田		
			懐安県	上橋社	1	30			田	
山明県	連拔・棠拔等社	?	25				田			
		山南	苳天府	青威県	中青威社墓良上村	1	24		田（祖業立祠堂阮朝公主）	
苳天府	青威県	丹泥・鳳曆等社	2	34			田			
		常信府	青池県	瓊都社	2	11		田、池1口		
太平府	東関県	平格社	1	52	5		田			
		快州府	東安県	安偉社堂関村	2	500			田土池（賞田、光淑皇太后口立承華殿）	
安歴社	4			14			田			
滎陽社	5			124	1		祖業田土			
実数				124	1	10				
先興府	神溪県	古館社	13	235	2	13	5	田土池（奉給懐国公世業田）		
		実数		232	2	10	5			
山西	国威府	慈廉県	羅寧社	8	14	1		祖業田池土宅		
			実数		19	5				
	三帯府	安朗県	黄舍社	?	30			田		
			沽沢社	3	47			田土宅		
	国威府	福禄県	肇川社	2	950			田土・潭（夫人阮氏瓊の祖業田及び祭田潭1000余畝有）		
			金綉社	1?	50			祭田井潭		
	広威府	美良県	明倫社	3	400			田（超類県司西社官員阮寛・阮文池等断充懐国公）		
			綏来社嶺山村	1	100			田		
			金盃社	3	10	8	3	田		
			実数		10	8				
京北	慈山府	武江県	孤米社	1?	9			祭田		
			猗那社	?	12			墓田井池		
			猗那社福山村	?	4			池		
北河府	安越県	奮雷社	?	50			田			
		山南	長安府	新安社	1?	30			田	
沈香社	?			12			田			
通計				表示	7193	5	13	6		
				実数	7193	6	12	4		

(注)表1と同様、表示値と実数の異なる部分のみ、両方の数値を並べ、実数値には網掛けがしてある。通計表示は各社の合計表示面積を通計したものである。通計実数は各社の実数を通計したものである。

表2-2 黎念賜与世業田土一覽 (洪徳8年11月8日付)

承宣名	府名	県名	社名	所数	面積 (表示)				種別、備考
					畝	高	尺	寸	
山西	三帯府	白鶴県	裔旧社	1?	81				田
山南	建昌府	舒池県	上下戸社	1?	25	0	1		田 (沙尾処)
	天長府	膠水県	遼東社	1?	12				田 (浮沙処)
			遼西社	遼富社	1?	9			田 (浮沙処)
			槌溪社	1?	30			田 (浮沙処)	
清化	紹天府	永福県	土山社	?	50				田
			富山・仁路等社	?	50				田
山西	国威府	扶寧県	耕耨社	26	313	4	14		田土池
			実数		312	3	15		
太原	富平府	洞喜県	記載なし (太原處田)	?	150				田 (四至記述は一円的)
		通計	表示		751	3	16		
			実数		750	1	9		

表3 黎抄・黎弄域所有田土一覽

承宣名	府名	県名	社名	所数	面積				種別
					畝	高	尺	寸	
清化	紹天府	瑞原県	廣施社	1	10				土宅 (坐落: 福祿坊)
			豪梁社	2	22				田
			来裔社	3	13				田池并土宅
			実数		26	5			
		雷陽県	東陳社	?	30				田
			広平県	抛網社	2	31			
		実数			55				
		春益社		2	40				田
		永寧県	江表社	15	134				田并土池
			実数		138	2	15		
			東来社	4	49	5			田
			古業社	2	4				田并池
			実数		40				
			高密社	3	4	2			(田池) 并土宅
			黄金社	?	40				田
			永寧社	1	65				田
			金紫社	4	98				田
実数			93	5					
金甌社	2	28				田池			
実数		20	5						
靖嘉府	玉山県	浮沙社	1	80			田并秧田		
河中府	淳祐県今即厚祿県	威虎社	5	630			田 (一所のうち、光興13年に319畝を売与)		
		実数		627					
乂安	濱州府	東城県	黄場社・安排社	2	37			田土	
			津桃社	1	30			田	
		東城・瓊瑠等県	安排・仁况等社	1	70			田	
			瓊瑠県	青円社	1	20			田
清化	紹天府	永寧県	新安社	2	24			田	
			実数		12				

山南	莅仁府	天本県	天本社縁頭村	1	55			田
			頭慶社	1	80			田
	天長府	上賢（上元） 県	黎舎社	3	67			田池井土宅
			后廬社	?	12			田（弘定18年に2畝を三宝田として寄進）
	莅仁府	清陸県*	塞涇社	3	105			田池土宅
	常信府	清潭県	永興社	1	6			田
			瓊留社	1	7	5		田井土宅
			内奄社	1口	15			潭
	応天府	懷安県	清瀾社	1口	45			潭
		山明県	社溪社	1口	50			潭
		清威県	青威社	1	43			田
京北	順安府	文江（細江） 県	巫？烈社	4	118			田池井土宅
			実数		180			
海陽	上洪府	唐豪県	汾陽社	30	218	9	10	田
			実数		268	0	10	
			鄧舎社	66	135	4	10	田池井土宅
			実数		57	0	5	6
山南	常信府	上福県	章湯社	?	14			田
	快州府	東安県	安偉社	?	60			田
山南	先興府	(延)河県	延河社	?	60			田
		(延河県)	大亨滂社	?	48			田
京北	慈山府	東岸県	芙蓉市社	?	2			田
		(安)豊県	界陸社	?	21			田
			界陸社	?	40			田
	順安府	义(超)類県	湯舎社	?	21			田
		嘉林県	隨油社	?	10			田
		通計	表示		2771	6	3	5
			実数		2777	0	14	1

(注)表1と同様、表示値と実数の異なる部分のみ、両方の数値を並べ、実数値には網掛けがしてある。通計表示は各社の冒頭にある合計表示面積を通計したものである。通計実数は各社の実数を通計したものである。

*清陸県は平陸県の誤りであろう。

表4 阮熾所有田土一覽

承宣名	府名	県名	社数	面積	
				畝	高
乂安	濱州府	東城県	1	300	
	英都府	南塘県	1	300	
	徳広府	天禄県	1	170	
		青璋県	1	18	
	?	西真県	7	221	5
清化	河中府	弘化県	9	50	
	長安府	嘉遠県	9	875	
山南	応天府	懷安県	18	553	5
	里仁府	青廉県	1	185	
		金榜県	1	300	
	常信府	青池県	1	10	
		上福県	1	70	
	天長府	上元県	4	106	
	義興府	天本県	1	12	
	建昌府	舒池県	1	70	
		真定県	3	940	
	太平府	瑞英県	1	80	
長安府	安慶県	1	80		
京北	順安府	嘉林県	5	160	
		青林県*	13	74	5
	上洪府	唐濠県	2	42	5
海陽	下洪府	四岐県	1	100	
	南策府	至壘県	1	44	
国威	国威府	慈廉県	4	127	
		美良県**	4	146	
6	19	25	93	5035	

(注)*青林県は海陽承宣南策府所屬、**美良県は広威府の誤り。

出典：[Lê 1981 : 14-19]。原論文地名をローマ字表記しているが、筆者が改めた。

表5-1 范文傑所有田土一覽 (永壽3年11月27日付)

承宣名	府名	田土文書A					田土文書B					種別				
		県名	社名	所数	面積計(表記)				県名	社名	所数		面積計(表記)			
					畝	高	尺	寸					畝	高	尺	寸
京北	諒江府	保禄県	県合計	記載無				保禄県	県合計	記載無				田、韶楊太長 公主守墓祠堂 陵廟		
			実数	23	9				実数	1	2					
			春満社	1	1	2			春満社	1	1	2				
山南	応天府	青威県	県合計	25	7			青威県	県合計	25	7			田、池		
			実数	17	7				実数	17	7					
			潮曲社	9	記載無				潮曲社	9	記載無					
		彰徳県	県合計	8				彰徳県	県合計	記載無				給賜世業田		
			実数	8					実数	8						
			文彰社	1	8				文彰社	1	8					
京北	慈山府	東岸県	県合計	49	4			東岸県	県合計	49	4			田		
			実数	39	4				実数	49	4					
			東岸社	1	10				東岸社	1	10					
		順安府	嘉林県	県合計	318	3			嘉林県	県合計	318	3			嘉花社を足す と187畝2高5	
				実数	238	3				実数	238	3				
				嘉林社	1	85				嘉林社	1	85				
	太原	富平府	武涯県	県合計	50				武涯県	県合計	記載無				田	
				実数	10					実数	10					
				武佳社	1	10				武佳社	1	10				
	京北	慈山府	武江県	県合計	記載無				武江県	県合計	22				田	
				実数	22					実数	22					
	山南	建昌府	真定県	県合計	記載無				真定県	県合計	50				田	
実数				50				実数		50						
海陽	荊門府	東潮県	県合計	362				東潮県	県合計	84	7	13		田		
			実数	84	7	13	2		実数	84	7	13	2			
			安養社	1	67				安養社	1	67					
			鉄壘社	3	記載無				鉄壘社	3	記載無					
山西	国威府	福禄県	県合計	記載無				福禄県	県合計	記載無				田		
			実数	170					実数	180						
			耳蒙社	10	182				耳蒙社	10	182					
京北	順安府	嘉林県	県合計	記載無				嘉林県	県合計	記載無				田		
			実数	15	4	5	2		実数	15	4	5	2			
太原	通化府	威化県*	県合計	46	2			威化県	県合計	46	2			田		
			実数	46	2				実数	46	2					
			横模社	3	記載無				横模社	3	記載無					
		白通州	州合計	194				白通州	州合計	82				田		
			実数	60					実数	60						
			西農上社	2	20				西農上社	2	22					
西農下社	1	30			西農下社	1	30									

太原	富平府	武産州**	州合計	0				武崖州	州合計	194						
			実数	94	4	12	2		実数	94	4	12	2			
			瓊山社	?	40	2	6		1	瓊山社	?	40	2	6	1	
			別山社	4	100					別山社	4	100				田
			実数	54	2	6	1		実数	54	2	6	1			
		司農県	県合計	260					司農県	県合計	30					
			実数	26						実数	26					
			新羅社	3	9					新羅社	3	9				田
			実数	21						実数	21					
			大來社	?	5				大來社	?	5				田、有餘	
		普安県	県合計	160					普安県	県合計	160					
			実数	2166	6					実数	2366	6				
			葛沈社	8	120					葛沈社	8	120				田、他に池2口、土宅1基
			困州村							困州村						
			実数	2120					実数	2320						
			葛認社	5	14				葛認社	5	14				田	
			実数	46	6				実数	46	6					
		同喜県	県合計	182	3				同喜県	県合計	182	3				
			実数	34	3					実数	34	3				
			清況社	5	54					清況社	5	54				田
			実数	34	3				実数	34	3					
		富良県	県合計	62	8				富良県	県合計	62	8				
			実数	55	8					実数	57	8				
			倚那社	2	5					倚那社	2	5				田
廊阮村							廊阮村									
	実数	55	8				実数	57	8							
通計			表示	1736	7	0	0	通計			表示	1334	4	13	0	
通計			実数	3207	8	14	1	通計			実数	3407	1	14	1	

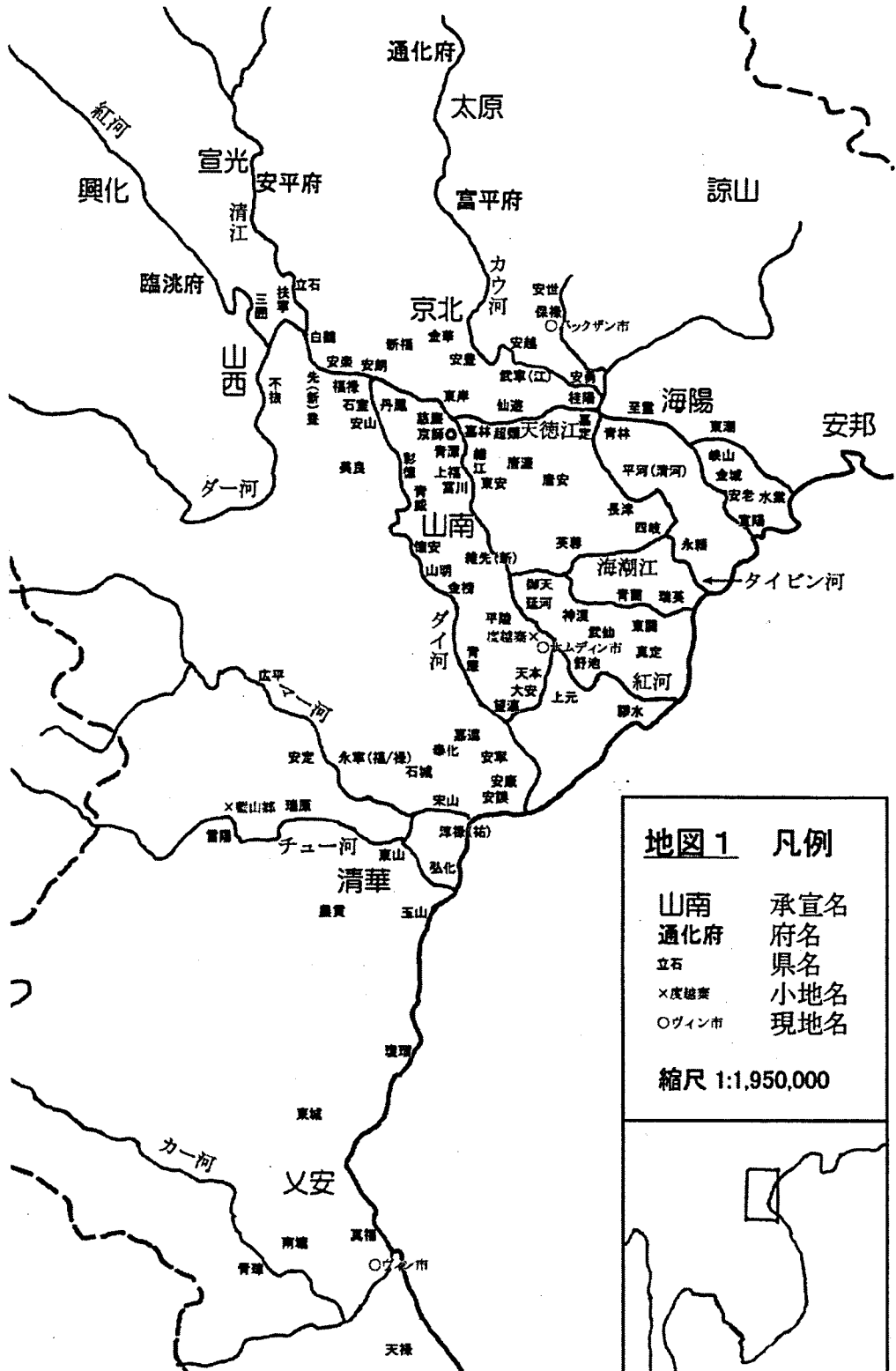
(注)表1と同様、表示値と実数の異なる部分のみ、両方の数値を並べ、実数値には網掛けがしてある。

通計表示は各県・州の冒頭にある合計表示面積を通計したものであるが、記載漏れも多少有る。

通計実数は各県・州の面積実数を通計したものである。

表5-2 范文僚賜与世業田土一覽 (洪徳3年9月11日付)

承宣名	府名	田土文書A					田土文書B					種別								
		県名	社名	所数	面積計(表記)			県名	社名	所数	面積計(表記)									
					畝	高	尺	寸				畝	高	尺	寸					
清化	紹天府	瑞原県	県合計		33				瑞原県	県合計		33								
			藍山郷阮舎村	2	記載無				広施社	2	記載無									
			実数		33				実数		33									
京北	諒江府	安勇県	県合計		295				安勇県	県合計		295								
			実数		349	7			実数		349	7								
			内黄社	?	100				内黄社		100									
			溪村社	?	60				溪林社		60									
			玉理社	?	16				玉理社		16									
			蘭沢村	?	76				蘭沢村		76									
			鄧山社?	4	記載無				鄧山社?		記載無									
			実数		18				実数		18									
			鄧山社	2	記載無				鄧山社		記載無									
			実数		23	1			実数		23	1								
			平良社	2	記載無				平良社		記載無									
			実数		9				実数		9									
	意章社	1	18				意章社		18											
	春閑社	1	5	6			春閑社		5	6								田		
	邊川社	2	記載無				邊川社		記載無									田		
	実数		24				実数		24											
	京北	安世県	安世県	県合計		324	1			安世県	県合計		518	7						
				実数		528	7			実数		528	7							
				大化社	1	300				大化社		300								田、他に1000升分の秧田
				澗外社	1	96	7			澗外社		96	7							田
				雲楙社	1	16				雲楙社		16								田
				雅南社		17				雅南社	2	17								田
				保禄可社	1	10				保禄可社		10								田
				橘油社	1	25				橘油社		25								田
陸弓社				1	17				陸弓社		17								田	
安世社				3	記載無				安世社		記載無									田
実数					47				実数		47									
北河府				越安県	越安県	県合計		記載無				越安県	県合計		324	1				
	実数		296			7			実数		299	1								
	孔楽社	2	記載無						孔楽社		記載無								田、他に池4口	
	実数		13						実数		13									
	安洪社	1	12			1			安鉄社		12	1								
	東呂社	1	150						東呂社		150									
	支雷社	1	4						支雷社		10									
	上池社	2	記載無						上池社		記載無									
	実数		11			6			実数		8									
	玉山社	1	36						玉山社		36									
	瓊山社	1	19						瓊山社		19									
	紆澗社	1	15						紆澗社		15									
周甸社	2	記載無				周甸社	2	記載無												
実数		36				実数		36												
		通計	表示	619	1	0	0	通計	表示	1137	8	0	0							
			実数	1227	1	0	0		実数	1210	5	0	0							



地図1 凡例

- 山南 承宣名
- 通化府 府名
- 立石 県名
- × 虚結集 小地名
- 市 現地名

縮尺 1:1,950,000

